

専門委員会細則

- 第 1 条 協会規約第 6 条の規定に基づき総務委員会、競技委員会、審判委員会、強化指導委員会をおき各々専門事項並びに平常の事務を処理する。
- 第 2 条 各委員会には、委員長 1 名、副委員長若干名、委員若干名をおき委員長及び副委員長は常任理事より選出し、委員は常任理事会が推薦する。
- 第 3 条 総務委員会は、庶務、用具及び渉外について平常の事務を処理すると共に会議の招集及び議事録を作成する。
- 第 4 条 競技委員会は、競技日程の編成、競技会場の設営、加盟チームの資格審査及び競技会運営の基本方針を策定する。協会の公式ホームページの運営を行う。
- 第 5 条 審判委員会は、審判技術の向上を図ると共に、各競技会の審判員派遣、編成及び日本バレーボール協会公認審判員、石川県バレーボール協会公認審判委員、協会公認審判員の推薦選考を行う。
- 第 6 条 強化指導委員会は、バレーボール競技の指導、普及及びチームの技術向上を図ると共に、日本体育協会公認コーチ等の推薦選考を行う。

部会細則

- 第 1 条 協会規約第 6 条の規定に基づき一般部会、ソフトバレーボール部会、高校生部会、中学生部会及びジュニア部会をおき各部会の大会日程案の作成並びに大会運営を行う。
- 第 2 条 各部会には、部長 1 名、副部長若干名、部員若干名をおき部長は常任理事より選出し、副部長及び部員は常任理事会が推薦指名する。
- 第 3 条 一般部会は、一般男女、婦人、大学生のチームを把握し、6 人制及び 9 人制の大会日程の素案を作成し、大会運営を行う。
- 第 4 条 ソフトバレーボール部会は、ソフトバレーボールのチームを把握し、大会日程案の作成並びに大会運営を行う。
- 第 5 条 高校生部会は、市内の高校生のチームを把握し、大会日程案の作成並びに大会運営を行う。
- 第 6 条 中学生部会は、市内の中学生のチームを把握し、大会日程案の作成並びに大会運営を行う。
- 第 7 条 ジュニア部会は、市内のジュニアのチームを把握し、大会日程案の作成並びに大会運営を行う。